

令和4年度第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月6日（金）15時30分～16時15分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 4件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 2件
議案第4号 農業経営改善計画について
議案第5号 農用地利用集積計画について
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 軽微な農地改良の届出について 1件
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 8件
報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う
事業計画書の提出について 1件
報告第5号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 8件
報告第6号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について 61件
5. 出席委員 12名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、7番農宮弘子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、
10番戸田敏一、11番吉井亨、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 3名
5番齊藤ひろ子、6番川野英一、13番市原勉
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員15名中、12名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第2回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名ですが、本日は、7番農宮委員と8番板倉委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします

。また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、5議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、4件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、2件、議案第4号、農業経営改善計画について、再認定1件、議案第5号、農用地利用集積計画について、利用権設定が6件、所有権移転が2件となります。

農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年4月27日、午前9時より、3班の板倉委員、戸田委員、池田会長、市原委員、平山委員にご出席いただき実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1及び2につきましては、市原委員に意見発表をお願いしておりましたが、本日、欠席のため、事務局にてお預かりした意見書を代読しますので、ご了解ください。それでは、事務局をお願いします。

13番（事務局代読）

番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による使用貸借の申請です。申請地は家之子字梶代台の畑、3,269平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は借受者変更のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ネギ、白菜など野菜類の栽培を予定しています。4月27日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況はありませんでした。必要な申請書類も全て整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

続きまして、番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は松之郷字岡谷の畑、866平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は番号1と同じ人で農業経営拡大のためです。営農計画においては、ネギの栽培を予定しています。4月27日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は番号1の使用貸借の申請と合わせますと3条許可基準を満たすこととなります。申請書類も全て整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議長 次に申請番号3について、戸田委員より意見発表をお願いいたします。

10番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、油井字井戸ヶ谷の畑3筆、3,255平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営

拡大のためで、特に問題ないものと思います。以上です。

議 長 次に申請番号4について、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

8 番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は幸田字三上野の田、2筆で1,665平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は土地所有者としての責務を全うできないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。4月27日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1及び2は、同一譲受人による申請となります。申請番号1は使用貸借による権利設定、申請番号2は売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、申請番号1が千葉県農業大学校の北東、約1.6キロメートル、申請番号2が松之郷の八坂神社の北西、約600メートルにそれぞれ位置しています。譲受人は、これまで申請番号1の農地において耕作を行ってきたとのことであり、今後の農業経営拡大のため、正式に権利取得するため、本申請に至ったとのことです。3条許可基準への適合ですが、譲受人は本件許可により下限面積要件を満たすこととなり、従事日数、機械の保有状況等についても問題ないと思われま

す。申請番号3は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、北中学校の北、約500メートルに位置しています。譲渡人が高齢と後継者不足で耕作できないため、農業経営拡大する譲受人に譲渡することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号4は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、真亀川の西野堰水門の南東、約100メートルに位置しています。譲渡人が土地所有者として農地を管理できないため、農業経営拡大する譲受人に譲渡することになったものです。譲受人は九十九里町在住であり、九十九里町農業委員会が発行した耕作証明書が添付されております。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、私より意見発表いたします。

12番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は、西福俵字一丁目の畑、100平方メートルの農地です。転用の目的は、貸駐車場です。転用に伴う埋立て等の造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、近隣周辺は住宅地となっており農地はなく、土砂流出防止には路盤を固めて防止する計画です。排水については、雨水は宅内処理で、汚水雑排水はありません。また、申請地は福俵土地区画整理地内にあります。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断致します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号1は、貸駐車場用地を目的とする転用の申請です。場所は、福俵駅の南西、約150メートルに位置しています。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。本件土地は、隣接土地で営業している乳製品販売事業の駐車場として使用するものです。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

ます。申請番号1について、私より意見発表をいたします。

12番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間土地区画整理地内で、所在は田間三丁目、地目は畑で、面積253平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲です。また、転用に伴う造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、境界はブロック積みとし、土砂の流出を防止する計画です。また、排水については、汚水雑排水は公共下水道に接続し、雨水は宅内処理で自然浸透させます。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断致します。以上です。

議長 次に申請番号2について、平山委員より意見発表をお願いいたします。

14番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。場所は、求名字堤崎、959平方メートルの田です。賃借人は、歯科医院と保育園を経営しており、両施設の利用者や職員の駐車場が不足しているため、駐車場とするものです。事業計画書、資金計画書、残高証明書等が提出され、内容については問題ないと思われます。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、田間区画整理地内で、ふれあいセンターの北東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲用地1区画です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号2は、賃借権設定を伴う転用の申請です。場所は、求名駅の北西、約200メートルに位置しています。転用の目的は、駐車場用地です。立地基準につきましては、申請地は、鉄道の駅から300メートル以内に位置する農地であり、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。本件土地は、賃借人が経営する歯科医院と保育園の駐車場として使用するものです。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、14番平山委員は退室をお願いします。

一時休憩します。

(平山委員退室)

議長 再開します。

それでは、農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めた案件は再認定1件でございます。1ページをお願いいたします。こちらは求名の方です。営農類型は露地野菜です。主な改善計画についてですが、機械化を進めると共に、作業性の良い圃場を積極的に借り受けることで経営面積の拡大を図ります。3ページをお願いいたします。機械につきましては、トラクター、管理機、動力噴霧器、運搬機、貨物自動車、掘り取り機、調整機、移植機の導入、更新です。

以上、再認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので審議をよろしくお願いいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

一時休憩します。

(平山委員入室)

議 長 再開します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第5号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和4年第5次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第4次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定6件、面積合計25,899平方メートル、内訳、5年1件、面積合計12,566平方メートル、10年5件、面積合計13,333平方メートル、所有権の移転2件、面積合計4,963平方メートルです。1ページが5年の利用権設定管理台帳で2ページから5ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で荒生の認定農業者に貸付となりました。6ページが10年の利用権設定管理台帳で7ページから11ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番、2番ともに更新で同じ家徳の農業者へ貸付となっています。3番は新規で福俵の認定農業者へ貸付となっております。4番は新規で滝沢の認定農業者へ貸付となっております。5番は更新で荒生の認定農業者へ貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は12ページから14ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。続きまして売買についてですが15ページのとおりです。16ページ、17ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、18ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番は贈与による所有権移転で、2番は耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の所有権移転を受ける方については押堀の農業者です。2番の買い手については薄島の農業者です。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第5号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第6号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の9ページから11ページをお願いします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。3月26日から4月25日までに受付した案件は2件で、いずれも相続により所有権を取得したものです。

12ページをお願いします。報告第2号「軽微な農地改良の届出について」です。田から畑への転換に伴い提出されたものです。

13ページから14ページをお願いします。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。3月26日から4月25日までに受付した案件は8件で、賃借権を双方合意にて解約したものです。

15ページをお願いします。報告第4号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について」です。認定電気通信事業者による携帯電話事業にかかる基地局の建設に伴い事業計画書が提出されたものでございます。

16ページをお願いします。報告第5号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。8件の照会があり、現地調査を4月7日と4月22日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

17ページから18ページをお願いします。報告第6号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和4年3月7日及び4月5日付けで東金市長より農地61筆について照会がありました。現地調査したところ、1筆を「農地」、60筆を「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和4年5月6日